

# 苫小牧工業高等専門学校における 障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領

制 定 平成29年 1月25日  
校 長 裁 定

## 1. 目的等

### (1) 目的

この対応要領は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成27年2月24日閣議決定）及び独立行政法人国立高等専門学校機構における障害を理由とする差別の解消に関する対応要領（以下「機構対応要領」という。）等の関係法令に基づき、苫小牧工業高等専門学校（以下「本校」という。）における対応に必要な事項を定めるものである。

### (2) 監督者

- ① 本校における監督者は、機構対応要領第5条に定めるとおり、校長とする。
- ② 監督者は、本校における対応のすべてを総括する。
- ③ 監督者は、機構対応要領第8条第2項に定める研修等の実施を関係委員会・関係部署に指示する。
- ④ 監督者は、ウェブサイト等で本校の対応等について公表するとともに、学生及び学生の保護者に周知を行う。

### (3) 相談窓口

機構対応要領第7条第1項に定める相談窓口は次のとおりとする。

- ・学生用相談窓口：学生課
- ・学生の保護者用相談窓口：学生課
- ・学外者（一般）用相談窓口：総務課
- ・教職員用相談窓口：総務課

## 2. 学生及び学生の保護者対応

- (1) 学生及び学生の保護者からの相談や「合理的配慮の提供」に係る申請について、学生課が相談窓口となり、相談や申請の内容に合わせて関係委員会・関係部署に連絡する。

なお、本校受験の際に受験上の配慮について障害に係る申出があった場合は、入学試験委員会より関係部署に連絡し、情報を共有する。

- (2) 連絡のあった関係委員会・関係部署において、配慮について申請のあった学生への「合理的配慮」についての情報を取り纏めた後、発達障害の学生については発達障害等就学支援委員会において「合理的配慮の提供」について審議し、発達障害の学生毎に定められたサポートチームにおいて対応する（発達障害等就学支援委員会規程による）。

身体障害の学生については学生委員会（専攻科生は専攻科委員会）において「合理的配慮の提供」について審議し、配慮義務及びその内容を関係者に通知し情報を共有する。

学習面での配慮が必要と考えられる場合については、教務委員会（専攻科生は専攻科委員会）において「合理的配慮の提供」について審議し、配慮義務及びその内容を関係者に通知し情報を共有する。

寮生活での配慮が必要と考えられる場合については、寮務委員会において「合理的配慮の提供」について審議し、配慮義務及びその内容を関係者に通知し情報を共有する。

また、障害の程度によっては身体的なサポートや設備的な対応などを関係各所で行い、その他配慮が必要な状況がある場合については、関係委員会・関係部署と協議し対応する（苫小牧工業高等専門学校における学生の就学支援に関する要項による）。

- (3) 発達障害の学生に対しては主としてサポートチームが、身体障害の学生に対しては主に担当が定期的に面談等を行い、学習や高専生活における状況を確認し、対応の必要性がある場合は関係委員会・関係部署等と協議し対応する。
- (4) 学校医・アドバイザー（カウンセラー）は、学生対応に係る諸問題について、関係委員会・関係部署に対し助言を行う。
- (5) 障害を持つ学生及び学生の保護者が、本校の対応に対して異議申し立てをする場合については、相談窓口を学生課とし、申立ての内容を関係委員会・関係部署に連絡する。連絡を受けた関係委員会・関係部署は早急に対応案を検討し、その責任者が申立者に結果を連絡する。
- (6) 前述の内容について、「合理的配慮」の提供に当たっては、学生及び学生の保護者と関係委員会・関係部署が、建設的対話による相互理解を通じて合意形成を図るよう努める。

### 3. 学外者及び教職員対応

- (1) 学外者及び教職員からの相談や「合理的配慮の提供」に係る申請について、総務課が相談窓口となり、スタッフ会議において「合理的配慮の提供」について審議し、必要に応じて関係委員会・関係部署へ連絡する。
- (2) スタッフ会議は「合理的配慮の提供」に関して、必要に応じて弁護士等の学外者からの意見聴取を行う。
- (3) スタッフ会議及び関係委員会・関係部署は必要に応じて面談等を行い、状況を確認のうえ、対応の必要性がある場合は協議し対応する。
- (4) 学外者及び教職員が、本校の対応に対して異議申し立てをする場合については、相談窓口を総務課とし、スタッフ会議で早急に対応案を検討し、申立者に結果を連絡する。
- (5) 前述の内容について、「合理的配慮」の提供に当たっては、学外者及び教職員とスタッフ会議及び関係委員会・関係部署が、建設的対話による相互理解を通じて合意形成を図るよう努める。

### 4. その他

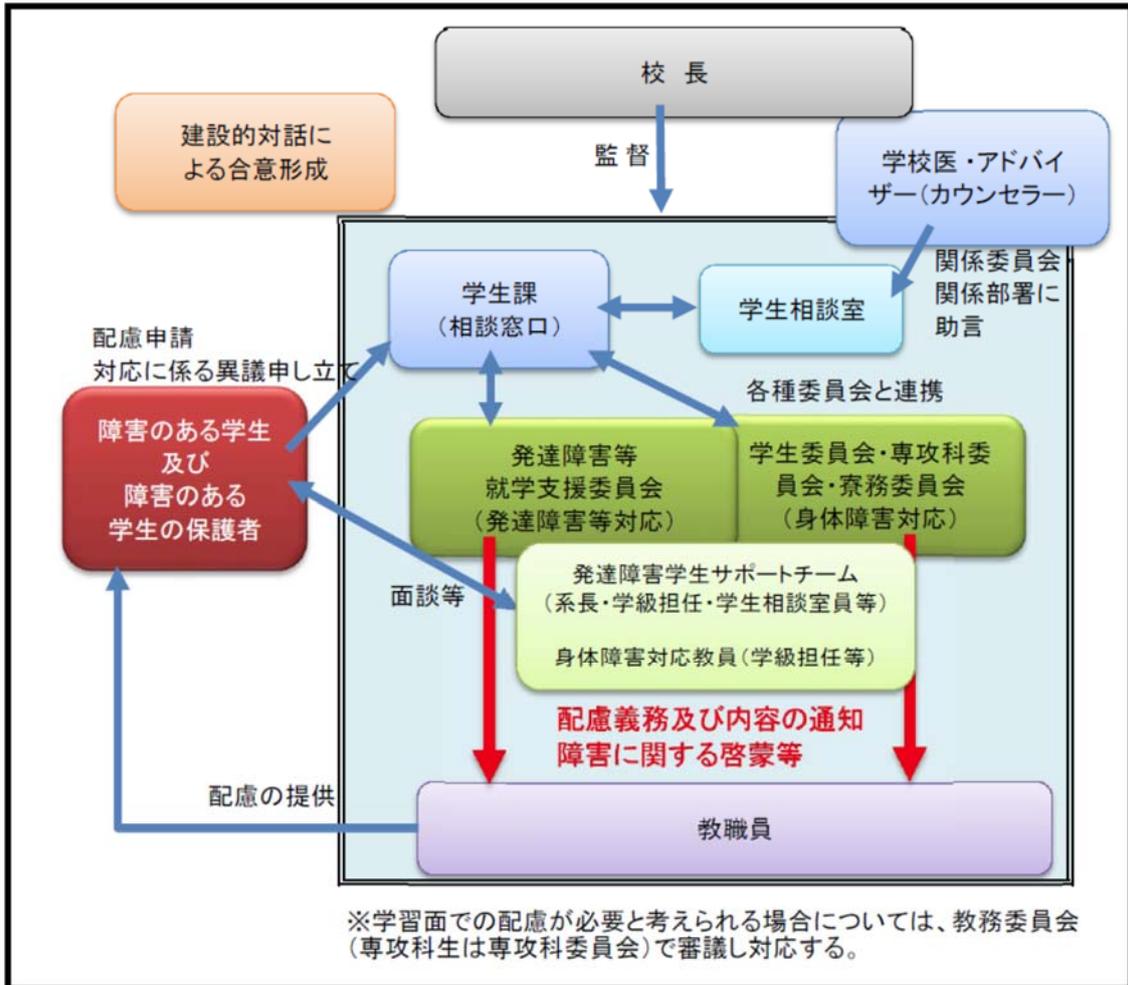
この対応要領により難しい場合は、監督者の判断により対応する。

### 附 則

この対応要領は平成 29 年 1 月 25 日より施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

\*合理的配慮：障害者の権利に関する条約第二条においては、「合理的配慮」とは、「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。」と定義されている。

学生及び学生の保護者対応図



学外者及び教職員対応図

